

# 令和3年度 第5回議事録

井原市農業委員会

令和3年8月5日（木）

1 招集日時 令和3年8月5日(木) 午前10時00分

2 開会日時 令和3年8月5日(木) 午前 9時54分

3 閉会日時 令和3年8月5日(木) 午前10時46分

4 会議の場所 井原市民会館 鏡獅子の間

5 出席、欠席、遅参、又は中途退場した委員

議席 番号	氏 名	出欠等の別	議席 番号	氏 名	出欠等の別
1	欠員		9	佐 能 直 樹	出 席
2	早 川 康 史	出 席	10	田 中 敏 子	〃
3	田 中 昭 和	〃	11	川 上 茂	〃
4	山 岡 宏 子	欠 席	12	三 村 多美子	〃
5	石 井 昭 子	出 席	13	簀 戸 利 昭	〃
6	澤 木 功	〃	14	佐 藤 千恵子	〃
7	金 澤 憲 男	〃	15	森 永 忠 義	〃
8	坂 屋 友 治	〃	16	上 野 博 幸	〃

6 出席、欠席、遅参、又は中途退場した農地利用最適化推進委員

担当 区域	氏 名	出欠等の別	担当 区域	氏 名	出欠等の別
1	佐 藤 尚 孝	出 席	4	三 宅 勝 志	出 席
1	谷 本 悦 久	〃	4	山 本 哲 章	〃
2	斎 藤 俊 二	欠 席	5	川 上 新太郎	〃
3	植 田 隆 志	出 席	5	川 上 哲 雄	〃
3	黒 木 敬之介	〃	5	三 宅 英 夫	〃

7 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
理 事	岡 本 健 治	主任主事	八 杉 崇 永
局 長	中 山 浩 一	主任主事	吉 田 知 博
次 長	多 賀 浩 恵	主 事	岩 川 悠一郎
主任主事	河 合 健 祐		

	氏 名		氏 名
傍 聴 人			

## 8 提出議案

議案番号	議 題
議案第 16 号	井原市行政財産の用途廃止に係る意見について
議案第 17 号	農地法第 3 条許可申請について
議案第 18 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の区域指定について
議案第 19 号	農地法第 4 条・第 5 条許可申請について
議案第 20 号	農用地利用集積計画の同意について

## 9 結果

議案番号	議 題	採決結果
議案第 16 号	井原市行政財産の用途廃止に係る意見について	同意
議案第 17 号	農地法第 3 条許可申請について	許可
議案第 18 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の区域指定について	承認
議案第 19 号	農地法第 4 条・第 5 条許可申請について	許可
議案第 20 号	農用地利用集積計画の同意について	同意

### 10 議事録署名委員の番号、氏名

井原市農業委員会会長	15番	森 永 忠 義
井原市農業委員会委員	13番	箕 戸 利 昭
井原市農業委員会委員	14番	佐 藤 千 恵 子

### 11 議事経過の概要

次のとおり

## 第 5 回 農 業 委 員 会 会 議 議 事 録

令和 3 年 8 月 5 日 午前 9 時 54 分、会長が第 5 回農業委員会の開会を宣した。

会 長 はじめに、前回の議案資料の訂正があるということですから、事務局からお願ひします。

事 務 局 先月の議案資料の訂正をお願いします。前回、第 4 回井原市農業委員会の議案第 13 号農地法第 3 条許可申請の、番号 2 の位置図について、8 ページの番号 2 で掲載しておりましたが、1 筆西に誤って図示しておりました。訂正してお詫びいたします。訂正したものを本日お配りしておりますので、差し替えをお願いします。申し訳ございませんでした。

会 長 改めましておはようございます。異常な暑さを感じます。39 度や 40 度というような報道が出ております。歳を取りますと体力的に耐えがたくなってきます。無理をしないようにしてください。

ブドウや野菜の方は、暑さで生育が難しいようです。美星では早生米の穂が垂れる時期です。これからの生育管理は非常に重要です。これをしっかりしておけば、収穫に良い影響が出ると思います。高温障害はどうしようも無いのですが、美星の方では水がしっかりあるようですから、田の水を入れ替えるなどしても良いのではないかと思います。

オリンピックでは日本の選手が活躍しています。コロナ下でのオリンピックということで、素直に楽しめないところはありますが、一生懸命がんばっている選手に対しては応援したいと思います。コロナの関係は、皆が危険予知をして、緊張感を持って対応しなければ収まらないのではないかと思います。三密を避け、接触を減らすような形が良いと思います。

農林水産省が、今年のコメの生産量予測を発表しました。700 万 t 割れになるのではないかとということです。適正な生産量は全国で 693 万 t ということです。以前、米価が安くなるのではないかとのお話をしましたが、生産量と消費量がマッチングするのではないかとということです。米価への影響も無くなるかもしれないという状況になってきました。岡山県は 3～5%程度減反するということです。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名委員に、13 番席の簀戸利昭委員、14 番席の佐藤千恵子委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。本日は、農業委員は 4 番席の山岡委員が欠席、推進委員は斎藤委員が欠席でございます。本日の付議事項といたしまして、議案第 16 号井原市行政財産の用途廃止にかかる意見について、議案第 17 号農地法第 3 条許可申請について、議案第 18 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の区域指定について、議案第 19 号農地法第 4 条・第 5 条許可申請について、議案第 20

号農用地利用集積計画の同意について、それぞれ順次上程いたします。審議の程よろしく申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、できるだけ短時間で終わりたいと思います。事務局の説明のうち、事前にお配りしております議案に記載してある事柄は可能な限り省略し、簡潔に説明するように申し上げます。

それでは、議案第16号「井原市行政財産の用途廃止に係る意見について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 1番の●●●●の件について朗読説明。

現在、申請地は、道路・水路としての機能を失っており、申請人が耕作する田の一部となっています。これを市から払い下げを受け、名実ともに申請人所有の田と一体で利用するものです。周辺農地の農業利用上の支障が無いことについて意見書の交付を求められたものです。

なお、この議案で同意がされましたら、議案第17号の農地法第3条許可申請で、申請地の払い下げによる取得についてご審議いただくこととなります。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。7月26日に、会長、●●委員、事務局2名で現地を確認しました。現地は●●●●線の●●橋から南へ400mほどのところで、地籍図では道路になっていますが、現在は田になっていて、道の役割は無いので、用途廃止しても支障は無いと思います。

会長 ありがとうございます。この件についての質問を求めます。

委員 無しの声あり

会長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり

会長 それでは同意と決定してよろしいか。

委員 異議無しの声あり

会長 異議なしと認め、同意として決定いたします。

続きまして、議案第 17 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。1 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 今月の議案第 17 号農地法第 3 条許可申請は 5 件で、すべて所有権の移転に関するものです。1 番について説明します。

1 番の譲受人●●●●の件について朗読説明。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。申請地は、●●●●の北に位置してしまして、細長い土地でございます。譲受人に話をうかがいましたが、譲渡人とは親戚関係にあるということで、遠方で耕作ができないため、譲り受けられるということです。今後も農地としてしっかり管理していくと仰っていますので、問題は無いと思っております。

会長 この件についての質問を求めます。

委員 無しの声あり

会長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり

会長 それでは許可と決定してよろしいか。

委員 異議無しの声あり

会長 異議なしと認め、許可として決定いたします。  
続きまして、2 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 2 番の譲受人●●●●の件について朗読説明。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。申請地は、●●●●線沿いの●●●●のすぐ北の街区にあります。譲渡人は譲受人の親戚にあたるということでして、1 番と同様の

理由によりまして取得されます。これについても問題は無いと考えています。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議  
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。  
続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 3番の譲受人●●●●の件について朗読説明。  
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。先程の説明のとおり、行政財産の払い下げということで、  
道路・水路ができてから、変更できていなかったというものですから、別段問  
題は無いと考えております。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議  
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。  
続きまして、4番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 4番の譲受人●●●●の件について朗読説明。  
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請人は●●に居られますが、親御さんが●●にお住まいでして、申請地から600m程の所に実家があります。現在は親御さんと一緒に8反程の田を耕作されておりますし、申請地の隣も耕作されています。申請地に関しても草を刈ったり耕うんしたりして管理されていますので、問題無いと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。  
続きまして、5番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 5番の譲受人●●●●の件について朗読説明。  
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は、●●●●の川上の斜め対岸に当たる所です。元々は譲受人の家が持たれていた土地で、親御さんが売られて、買い戻した格好になります。現在も稲が栽培されていまして、引き継いで稲を栽培するとい



うことで、何ら問題無いと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議  
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。

続きまして、議案第 18 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の区域指定についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第 18 号について朗読説明。  
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。申請地は、●●●●から北進している●●●●の、●●  
●交差点から 400m 程東へ入った所にあります。所有者は●●市へ移り住んでお  
られ、何十年も空き家となっていますが、時々帰って来られて、最近まで自治  
会の付き合いをされていました。空き家の傍に有ります農地は、面積も小さく  
傾斜しておりますが、家庭菜園くらいの感覚で、別に問題は無いと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議  
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは承認と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、承認として決定いたします。

続きまして、議案第 19 号農地法第 4 条・第 5 条許可申請についてを議題とします。1 番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 今月の議案第 19 号農地法第 4 条許可申請は 1 件、第 5 条許可申請は 7 件で、所有権の移転に関するものが 5 件、賃貸借権の設定に関するものが 1 件、使用貸借権の設定に関するものが 1 件です。それでは、1 番について説明いたします。

1 番の第 5 条の譲受人株式会社●●●●の件について朗読説明。

転用理由は、譲受人は不動産業を営む会社で、申請地周辺は市街化が進み住環境として適していることから、申請地を譲り受けて分譲宅地 5 区画を整備し、販売するもの。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は●●●●線の●●●●から 100m 程北へ行った土地でございます。現在は水稻を植えられています。分譲宅地ということですが、周りは住宅が点在しておりまして、太陽光発電もございました。水路もあり、上下水道も通っておりますので、問題無いと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。図面のとおりで、生活排水、雨水の排水も問題無く、周辺農地への影響は無いものと考えております。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。  
続きまして、2番と3番は関連案件ですから、事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 2番の第4条の申請人及び3番の第5条の借受人●●●●の件について朗読説明。

転用理由は、申請人は現在近隣で暮らしているが、家が老朽化し、また手狭なため、自己所有の申請地と、妻が所有し、使用貸借で借り受ける隣接地をあわせて使用し、自己用住宅を建築し、転居するもの。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 7番席の●●です。●●●●沿いで、●●●●の東側です。建物に囲まれた畑でございます。水路は●●●●沿いにありまして、上下水道もありますので、問題無いと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。●●●●ですから、わかり難い所ですが、●●●●などがある西側です。入り組んだ土地ですが、既存の水路、公共下水がありますので、問題無かろうと思います。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。  
続きまして、4番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 4番の第5条の譲受人●●●●の件について朗読説明。  
転用理由は、譲受人は現在アパートで暮らしているが、家族が増えて手狭になったため、申請地を譲り受けて自己用住宅を建築し、転居するもの。  
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。●●●●線を●●方面に向かい、●●●●の交差点を南に入って、●●●●を過ぎた所です。道路に面した1枚の田を3筆に分けて、そのうち1筆に住宅を建てられるということです。水路は既存の水路があり、上下水道が通っていますので問題は無いと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は不動産屋の看板が立って、売り物件になっていました。道路沿いと言うことで上下水道もありますので、問題は無いと思います。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。

続きまして、5番と6番は関連案件ですから、事務局から一括して説明をお願いします。

事務局 5番及び6番の第5条の譲受人株式会社●●●●の件について朗読説明。  
転用理由は、申請地周辺は市街化が進み住環境として適していることから、申請地及び隣接宅地を譲り受けて分譲宅地5区画を整備し、販売するもの。  
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は、●●●●の北で、●●川の近くです。だいぶ住宅が建って、何回も転用が出ている地区です。去年まで耕作されていたような土地ですが、今年は何も植えてありません。農業用倉庫がありますが、取り壊して、そこも含めて分譲地にされるそうです。既存の水路、上下水道もありますので、問題は無いかと思えます。

会長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。この周辺は1ヶ月おきくらいに宅地の転用申請が出ている地域です。分譲地を整備されるということですが、上下水道もありますし、水路もありますので、特に問題は無かろうと思えます。

会長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委員 無しの声あり

会長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり

会長 それでは許可と決定してよろしいか。

委員 異議無しの声あり

会長 異議なしと認め、許可として決定いたします。  
続きまして、7番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 7番の第5条の譲受人有限会社●●●●の件について朗読説明。  
転用理由は、譲受人は電気通信設備業を営む会社で、申請地の隣地に倉庫を所有しており、資材置場が必要なため、申請地を譲り受け、露天駐車場兼資材置場を整備するものです。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。●●線の●●●●の交差点を北へ100m 足らず入った所で、●●●●の●●●●の南側にあります。既存の倉庫の土地と同じ高さまで埋め立てられて、雨水は既存水路を利用されるということです。周りは、北側に作られている田がありますが、水路は付いていますので、問題は無いと思います。

会長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。譲受人に話をうかがい、確認いたしました。同時に、土地を整備するにあたり、水路の確保と維持についても担保してまいりました。問題無いと思います。

会長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委員 無しの声あり

会長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり

会長 それでは許可と決定してよろしいか。

委員 異議無しの声あり

会長 異議なしと認め、許可として決定いたします。  
続きまして、8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 8番の第5条の借受人●●●●の件について朗読説明。  
転用理由は、借受人は近隣で工場を営んでいるが、既存駐車場に倉庫を建

設する予定になったことから、道路を挟んで隣接する申請地及び雑種地を借り受けて露天駐車場を整備し、駐車場を移転するものです。

なお、転用面積が 3,000 平方メートル以上であるため、県諮問案件となります。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。旧道の●●●●から東へ入った所で、借受人の工場があります。現在の駐車場に倉庫を増設するので、隣の田を埋め立てて露天駐車場にされるということです。水路については現状のまま使われるということで、影響は無いと思います。問題は無いと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。この土地は昨年まで水稻を耕作されていまして、今年は転用するという事で耕作されていません。当番委員が言われたように、周りに水路がございまして、雨水はそこへ流れるようになっています。特別問題は無いと思います。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは本件は転用面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上のため、許可意見として岡山県農業会議に諮問することとし、許可を適当とする答申があった場合は、許可処分を行うこととしてよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可意見として諮問いたします。  
続きまして、議案第 20 号「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局 令和3年8月12日の公告予定の農用地利用集積計画（案）です。計画一覧表のとおりです。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会長 この件についての質問を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。4番と5番の利用権設定を受ける者の経営状況等を見ますと、89歳ということですが、実際耕作されている方はお孫さんです。そのお孫さんの名前でされるのが正しいのではないかと思うのですが、その点はどうなのでしょう。

事務局 この方は、妻と2人の世帯となっていて、その中でこの方が耕作されるという利用権設定です。お孫さんが作られるという話については申告がありません。現在5反程作られていて、これから2年間されるということですので、審査の上では問題ありません。

●●委員 それはそれで理解しますが、農業経営の状況等の、農業従事者の「15歳以上60歳未満の者」という括弧書きの欄に1名が入るのではないのでしょうか。

事務局 農業専従者1名となっていて、このうち15歳以上60歳未満の者がいらっしゃったら括弧の中に人数が入るのですが、農業専従者1名というのが本人ですので、「15歳以上60歳未満の者」の括弧書きの欄に人数が入っていないということになっています。

事務局 表の見方ですが、括弧の中が「15歳以上60歳未満の者」を記入する欄になっていて、それ以外の者は括弧の外になります。1人というのは本人を指しています。

●●委員 わかりました。よろしいです。

●●委員 ●番席の●●です。やはり現状に則した状態で申請をしていただくのが良いのではないかと思いますので、今後申請が出てきた時に確認をしていただくようにお願いします。

事務局 申請が出た時点で、よくお話を聞いたうえで受付をさせていただきたいと思っております。

会長 他にございませんか。



委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議  
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは同意と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、同意と決定しました。

以上をもちまして、本日提案されました 5 件の議案はすべて終了いたしました。慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。これをもって本  
会議を終了いたします。

本会議終了 午前 10 時 46 分